#### 第9号議案

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

### 提案理由

消費税法等の改正及び道路占用料の額の改定に伴い、所要の改正を行うため提案する。

### 蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市公共用物の管理に関する条例(昭和51年蒲郡市条例第10号)の 一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号ただし書及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

## 別表第1(第7条関係)

使用の種類	区	分	単	位	使	用料
電柱類	第1種電柱		1本1年	<b></b> 三につき	1,	円 100
	第2種電柱		1本1年	三につき	1,	6 0 0
	第3種電柱		1本1年	三につき	2,	200
	第1種電話柱		1本1年	ミにつき		9 4 0
	第2種電話柱		1本1年	三につき	1,	5 0 0
	第3種電話柱		1本1年	三につき	2,	1 0 0
	その他の柱類		1本1年	三につき		9 4
	共架電線その他上空に る線類	設け	長さ1 <i>1</i> 1年につ	メートル		9
	地下電線その他地下に る線類	設け	長さ1 <sup>2</sup> 1年に <sup>2</sup>	メートル		6
	変圧塔その他これに類 もの及び公衆電話所	する	1個1年	三につき	1,	900
	広告塔			漬1平方 レ1年に	2,	3 0 0
	その他のもの			責1平方 レ1年に	1,	900
地下埋設物	外径が 0.07メート 満のもの	・ル未	長さ12 1年につ			4 0

1			
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	• • =	5 7
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のも の	· ·	8 5
	外径が 0. 15メートル以 上 0. 2メートル未満のも の	,	1 1 0
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	_ ·	170
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	_ ·	2 3 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		4 0 0
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	570
	外径が1メートル以上のも の	長さ1メートル 1年につき	1, 100
通路	上空に設ける通路	使用面積1平方 メートル1年に つき	1, 100
	地下に設ける通路	使用面積1平方 メートル1年に つき	680
	その他のもの	使用面積1平方 メートル1年に つき	1, 900
露店及び商品 置場	祭礼、縁日等に際し、一時 的に設けるもの	使用面積1平方 メートル1日に つき	2 3
	その他のもの	使用面積1平方 メートル1月に つき	2 3 0

看板類	看板 (アー チであ	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートル1月に つき	2 3 0
	るもの を除 く。)	その他のもの	表示面積1平方 メートル1年に つき	2, 300
	標識		1本1年につき	1, 500
	旗ざお	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	1本1日につき	2 3
		その他のもの	1本1月につき	2 3 0
	アーチ	車道を横断するも	1基1月につき	2, 300
		その他のもの	1基1月につき	1, 100
工事施設及び工事用材料置場			使用面積1平方 メートル1月に つき	2 3 0
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方 メートル1年に つき	

(蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 蒲郡市河川占用料等徴収条例(平成12年蒲郡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

## 別表第2(第2条関係)

占	用	の	種	類	単	位	占用	料の額
耕地として	占用す	る場合			1 平方 z 1 年につ	ペートル		円 1 5
電柱類		第1種	電柱		1本1年	につき	1,	1 0 0
		第2種	電柱		1本1年	につき	1,	6 0 0

	第3種電柱	1本1年につき	2, 200
	第1種電話柱	1本1年につき	9 4 0
	第2種電話柱	1本1年につき	1, 500
	第3種電話柱	1本1年につき	2, 100
	その他の柱類	1本1年につき	9 4
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下電線その他地下に 設ける線類	長さ1メートル 1年につき	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	9 2 0
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年に つき	5 7 0
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年につき	1, 900
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年に つき	2, 300
	その他のもの	占用面積1平方 メートル1年に つき	1, 900
地下埋設物	外径が 0.07メート ル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	4 0
	外径が 0.07メート ル以上 0.1メートル 未満のもの	l • • - · ·	5 7
	外径が 0. 1 メートル 以上 0. 15 メートル 未満のもの		8 5
	外径が 0. 15メート ル以上 0. 2メートル 未満のもの	· ·	1 1 0

		外径が 0. 2メートル 以上 0. 3メートル未 満のもの	·	170		
		外径が 0.3メートル 以上 0.4メートル未 満のもの	·	2 3 0		
		外径が 0. 4 メートル 以上 0. 7 メートル未 満のもの		400		
		外径が 0. 7メートル 以上 1メートル未満の もの	• • -	5 7 0		
		外径が1メートル以上 のもの	長さ1メートル 1年につき	1, 100		
その他の場合	近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第38 0条の規定により固定資産課税台帳に登録された価格を基準とし て市長が定める額					

(蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正)

第3条 蒲郡市倉舞港管理条例(昭和59年蒲郡市条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

第11条第2項ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条、第11条関係)

港湾施設		区	分	単	位	使用料の額
野積場	一般和	削用の場合	ì	1平方メ 1日につ		2. 3
	専用利用の場合			1 平方メ 1 月につ		35.2
泊地	主たる停	漁船	総トン数5トン 未満	1隻1月	につき	8 8
	係場とし		総トン数5トン 以上20トン未	1隻1月	につき	1 3 2

	て常 時利		満			
	用する場		総トン数20ト ン以上	1隻1月につき		2 2 0
	合	その他の船舶	総トン数20ト ン未満	1隻1月につき		2 2 0
			総トン数20ト ン以上100ト ン未満	1隻1月につき		550
			総トン数100 トン以上	1隻1月につき	1,	1 0 0
港湾施設 用地	港湾加	湾施設を設ける場合		1平方メートル 1年につき		6 0 5
	柱類	第1種電	註柱	1本1年につき	1,	1 0 0
	を設 ける	第2種電柱		1本1年につき	1,	6 0 0
	場合	第3種電柱		1本1年につき	2,	200
		第1種電話柱		1本1年につき		9 4 0
		第2種電話柱		1本1年につき	1,	5 0 0
		第3種電	話柱	1本1年につき	2,	1 0 0
		その他の	)柱類	1本1年につき		9 4
	線をけ場	共架電線ける線類	えその他上空に設 頁	1メートル1年 につき		9
		地下電線ける線類	えその他地下に設 頁	1メートル1年 につき		6
	塔類	変圧塔		1基1年につき	1,	900
	をけ場合	広告塔		表示面積1平方 メートル1年に つき	2,	3 0 0
		その他の	)塔類	1平方メートル 1年につき	1,	900
		外径が 7 未満のも	マセンチメートル oの	1メートル1年 につき		4 0

場合	外径が7センチメートル 以上10センチメートル 未満のもの		5 7
	外径が10センチメート ル以上15センチメート ル未満のもの		8 5
	外径が15センチメート ル以上20センチメート ル未満のもの		1 1 0
	外径が20センチメート ル以上30センチメート ル未満のもの		170
	外径が30センチメート ル以上40センチメート ル未満のもの		2 3 0
	外径が40センチメート ル以上70センチメート ル未満のもの	•	4 0 0
	外径が70センチメート ル以上1メートル未満の もの	1メートル1年 につき	5 7 0
	外径が1メートル以上の もの	1メートル1年 につき	1, 100
その他	也の工作物を設ける場合	1 平方メートル 1 年につき	1, 210
工作物	<b>かを設けない場合</b>	1 平方メートル 1 年につき	6 0 5

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正)

第4条 蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例(平成12年 蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書及び第2項中「100分の108」を「100分の11 0」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

# 別表 (第2条関係)

名 称	区	分	単 位	金	額
水域等占 用料	港湾施設	せを設ける場合	1 平方メートル 1 年につき		120
	柱類を	第1種電柱	1本1年につき		7 7 0
	設ける 場合	第2種電柱	1本1年につき	1,	1 2 0
		第3種電柱	1本1年につき	1,	5 4 0
		第1種電話柱	1本1年につき		6 5 0
		第2種電話柱	1本1年につき	1,	0 5 0
		第3種電話柱	1本1年につき	1,	4 7 0
		その他の柱類	1本1年につき		6 5
	線類を 設ける 場合	共架電線その他上空に 設ける線類	1メートル1年 につき		6
		地下電線その他地下に 設ける線類	1メートル1年 につき		4
	塔類を 設ける 場合	変圧塔	1基1年につき	1,	3 3 0
		広告塔	表示面積1平方 メートル1年に つき	1,	6 1 0
		その他の塔類	1 平方メートル 1 年につき	1,	0 5 0
	設ける	外径が 7 センチメート ル未満のもの	1メートル1年 につき		2 8
	場合	外径が7センチメート ル以上10センチメー トル未満のもの			3 9
		外径が10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	•		5 9
		外径が15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	•		7 7

		外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	*	1 1 9
		外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	•	161
		外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	,	280
		外径が70センチメートル以上1メートル未 満のもの	· ·	399
		外径が1メートル以上 のもの	1メートル1年 につき	770
	漁業用工	作物を設ける場合	1,000平方 メートル1月に つき	2
	その他の	)工作物を設ける場合	1 平方メートル 1 年につき	2 4 0
	工作物を	設けない場合	1平方メートル 1年につき	1 2 0
土砂採取 料	土砂を採	採取する場合	1立方メートル につき	200

附 則 (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中蒲郡市公共 用物の管理に関する条例第7条第2項第1号ただし書及び第2号の改正規定、第 2条中蒲郡市河川占用料等徴収条例第2条第1項第1号から第3号までの改正規 定、第3条中蒲郡市倉舞港管理条例第11条第2項ただし書の改正規定及び別表 の改正規定(野積場の部及び泊地の部に係る部分に限る。)並びに第4条中蒲郡市 倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例第2条第1項ただし書及び 第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成31年4月1日前に第1条の規定による改正前の蒲郡市公共用物の管理に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第4条の規定により許可を受けて公共用物を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該公共用物を使用する場合の当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該使用物件に係る平成30年度の使用物間に相当する期間と当該使用物件に係る平成30年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成30年度の使用の期間として、旧条例第7条第2項及び別表第1の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下この項において「調整使用料額」という。)とする。
  - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者 第1条の規定による改正後の蒲郡市公共用物の管理に関する条例第7条第2項第1号及び別表第1の規定により算出した当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額(以下この項において「新使用料額」という。)を当該使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
  - (2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合 (蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 平成31年4月1日前に河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定により占用の許可を受けて土地を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該土地を占用する場合の当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額は、第2条の規定による改正後の蒲郡市河川占用料等徴収条例第2条第1項及び別表第2の規定により算出した当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額が、当該占用物件に係る平成30年度の占用料の額(当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間が異なる場合にあっては、

当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間として、第2条の規定による改正前の蒲郡市河川占用料等徴収条例第2条第1項及び別表第2の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下この項において「調整占用料額」という。)を超える場合には、調整占用料額とする。

(蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 平成31年4月1日前に第3条の規定による改正前の蒲郡市倉舞港管理条例 (以下この項において「旧条例」という。)第10条第1項の規定により許可を受けて港湾施設に工作物その他の設備を設置していた者が同日以後において引き続き同一の設置物件により当該港湾施設を利用する場合の当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額は、第3条の規定による改正後の蒲郡市倉舞港管理条例第11条第2項及び別表の規定により算出した当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額が、当該設置物件に係る平成30年度の使用料の額(当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の利用の期間に相当する期間と当該設置物件に係る平成30年度の利用の期間が異なる場合にあっては、当該設置物件に係る平成30年度の利用の期間として、旧条例第11条第2項及び別表の規定により算出した当該設置物件に係る使用料の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下この項において「調整使用料額」という。)を超える場合には、調整使用料額とする。

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正に伴う 経過措置)

5 平成31年4月1日前に港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項 第1号又は第2号の規定により許可を受けて港湾区域内の水域若しくは公共空地 (以下「港湾区域内水域等」という。)を占用し、又は港湾区域内水域等で土砂を 採取していた者が同日以後において引き続き同一の許可物件により当該港湾区域 内水域等を占用し、又は港湾区域内水域等で土砂を採取する場合の当該許可物件 に係る平成31年度以後の各年度の占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」と いう。)の額は、第4条の規定による改正後の蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例第2条第1項及び第2項並びに別表の規定により算出した当該許可物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料等の額が、当該許可物件に係る平成30年度の占用料等の額(当該許可物件に係る平成31年度以後の各年度の許可の期間に相当する期間と当該許可物件に係る平成30年度の許可の期間が異なる場合にあっては、当該許可物件に係る平成30年度の許可の期間に相当する期間を当該許可物件に係る平成30年度の許可の期間として、第4条の規定による改正前の蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例第2条第1項及び第2項並びに別表の規定により算出した当該許可物件に係る占用料等の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下「調整占用料等額」という。)を超える場合には、調整占用料等額とする。